

FATCA FFI契約ドラフトならびに 財務省規則の修正に関する 追加ガイダンスの公表

Contents

- ▶ FFIに対するガイダンスならびにFFI契約のドラフトについて
- ▶ 財務省規則の主な修正項目

米国時間2013年10月29日に、米国内国歳入庁(IRS)は、FATCAに関する最新ガイダンス(Notice 2013-69、以下Notice)を公表しました。本Noticeは、参加FFIとして取り扱われるためにFFI契約を締結する外国金融機関(FFI)に対するガイダンスならびにFFI契約のドラフトを提供しています。また、モデル2協定国の金融機関に対するガイダンスも含まれています。本Noticeで公表された内容は、2013年1月に公表された財務省規則における要件と整合したものとなっておりますが、一部修正予定の項目を含んでいます。

FFIに対するガイダンスならびにFFI契約のドラフトについて

本Noticeでは、参加FFIに対する一般的な義務を説明しています。また、参加FFIがFFI契約の要件についての遵守状況を、IRSに対して定期的に証明しなければならないとしています。さらに、FFI契約では、適用外受益者を除き、FFIグループのメンバーが参加FFI(モデル2における報告金融機関を含む)・制限FFI・登録型みなし遵守FFI(モデル1における報告機関を含む)・モデル1またはモデル2における不報告金融機関であることを求めています。

今回公表されたFFI契約(ドラフト)は、各FFIが参加FFIとして取り扱われるためにIRSと締結されるものであり、ここには、参加FFIに課せられる口座特定・源泉徴収・情報申告・納税申告等の義務が記されています。日本を含むモデル2協定国のFFIについても、FFI契約を遵守することになります。なお、モデル2協定で定められている不同意口座に対する源泉徴収の不適用などの修正についても、FFI契約に反映されています。日本の金融機関を含むモデル2報告FFIは、FFI契約に遵守することになりますが、拘束力のある契約を締結するものではないとしています。また、モデル1協定国のFFIについても、FFI契約を締結することは求められていません。ただし、モデル2協定国と異なり、自国の政府に米国口座に関する情報を報告することによって、FATCA要件を充足することになります。



今回公表されたFFI契約では、下記のFFIの支店に対する運用についても明確にしています。

- ▶ モデル1協定国に設置された支店
- ▶ モデル2協定国に設置された支店
- ▶ FFI契約を締結することができる国に設置された支店
- ▶ 法的障害によりFFI契約を締結することができない国に設置された支店
- ▶ 米国に設置された支店

FFI契約は、更新されない限り2016年12月31日に終了するとしています。また、本Noticeでは、FFI契約の最終版が2013年12月31日までに公表される予定であるとしています。

財務省規則の主な修正項目

本Noticeで明らかとなった主要項目を、以下のとおりご紹介します。

1. 関連する他の財務省規則との調整

チャプター61 (Form 1099による報告に関する規定) 及び Section 3406 (バックアップ源泉に関する規定) とチャプター4 (FATCAに関する規定) との調整が行われます。

チャプター61との調整

チャプター61で求められるForm 1099に関する報告義務については、参加FFIや協定参加国のFFIがFATCA年次報告書を使用することでその義務を充足することができます。

また、バックアップ源泉の対象となる支払いに対してFATCAの源泉徴収義務を課す場合、バックアップ源泉は求められません。

Section 3406との調整

参加FFIがFATCAに基づき源泉徴収を行う支払いに対しては、バックアップ源泉徴収は適用されないことを規定する規則を公表する予定です。バックアップ源泉徴収は、納税者番号を提出しないものに対して実施され、対象金額の28%相当額が源泉税として徴収される制度です。また、参加FFIは、米国人である非協力口座の保有者に対してバックアップ源泉徴収を行うことにより、FATCAに基づく源泉徴収義務を果たすことも選択できるようになります。

2. 不参加FFIに対する外国報告対象金額の報告

2015年及び2016年について不参加FFIに対して支払われる外国報告対象金額の報告は、金融口座に関連しない支払いの場合は求められません。当該報告は、Form 1042-S「非米国人に対する源泉徴収の対象となる米国源泉所得」に替えて、Form 8966「FATCA年次報告書」により行われます。さらに、参加FFIは、すべての不参加FFIによって保有される口座数の合計ならびに外国報告対象金額の合計額を報告することができます。

3. 受動的NFFEの追加カテゴリー

受動的NFFEに下記の2つのカテゴリーが追加されました。受動的NFFEには、米国人である実質的支配者を金融機関に提出することが求められていましたが、下記のいずれかに該当するNFFEは、金融機関に情報を提供することに替えて、直接IRSに報告することができます。

- ▶ 直接報告を行うNFFE (Direct Reporting NFFE)
- ▶ スポンサー付き直接報告を行うNFFE (Sponsored Direct Reporting NFFE)

これらに該当するNFFEは、適用外NFFEとして取り扱われ、GIINを取得するためにIRSに登録することが求められます。

適格仲介人(QI)・源泉外国パートナーシップ(WP)・源泉外国信託(WT)であるNFFEは、受動的NFFEとして取り扱われません。

4. Section 953(d) 事業体

財務省規則では、非米国保険会社が米国保険会社としての税務上の選択を行っている場合、米国において営業ライセンスを取得していない限り、米国人として取り扱われないとしています。今回の修正項目に当該米国人の定義の変更が含まれており、上記に該当する保険会社(多くのキャプティブインシュアランス会社が該当する)は、米国人として取り扱われることとなります。この場合、FFIではなく、米国金融機関としてFATCA対応を行うこととなります。

5. 参加FFI及び報告モデル2FFIの登録

FFIは、その支店に代わりFATCAポータルを通じて登録を行うことができ、支店を参加FFIとして取り扱うことができます。報告モデル2FFIも、その支店に代わり登録を行い、モデル2協定により修正されたFFI契約条項を遵守することについて合意することができます。登録された限定支店ではない支店には、FFI契約条項を遵守するために領されるGIINが付与されます。

また、IRSは、スポンサー付き事業体の登録手続きについてのユーザーガイドをアップデートする予定です。口座特定・源泉徴収・報告義務を実施する事業体は、スポンサー事業体としてFATCAポータルを通じて登録することができます。スポンサー事業体が参加FFI又は報告モデル2FFIとしてのステータスを取得する場合には、スポンサー事業体としての登録とは別に、FATCAポータルからの登録が必要になります。

本ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Contact

EY税理士法人

古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
大友 みどり	シニアマネージャー	+81 3 3506 2093	midori.otomo@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

丘本 正彦	シニアパートナー	+81 3 3503 1057	okamoto-mshk@shinnihon.or.jp
窪寺 信	パートナー	+81 3 3503 1283	kubodera-mkt@shinnihon.or.jp
日比谷 三郎	シニアマネージャー	+81 3 3503 1885	hibiya-sbr@shinnihon.or.jp
碓井 誠人	シニアマネージャー	+81 3 3503 1088	usui-mkta@shinnihon.or.jp
渡邊 直子	マネージャー	+81 3 3503 1954	watanabe-nka@shinnihon.or.jp
板垣 尚仁	マネージャー	+81 3 3503 1954	itagaki-nht@shinnihon.or.jp

■ IRS Circular 230に基づく免責事項

本文中の情報は、その利用者が、いかなる税務当局により賦課される可能性がある罰則の回避並びに関連する取引についてマーケティングや推奨等を目的として使用することを意図したものではなく、また、かかる目的にも使用することはできません。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYメンバーファームです。全国に拠点を持つ日本最大級の監査法人業界のリーダーです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーの分野で高品質なサービスを提供しています。EYグローバル・ネットワークを通じ、日本を取り巻く経済活動の基盤に信頼をもたらす、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2013 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
Japan Tax SCORE CC20131216-5

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp